

平成29年1月10日

今般の「平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災」で被災され、住宅ローン等のお借入の返済が困難となった個人のお客さまへ

株式会社 北越銀行

### 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご案内

このたびの大規模火災で被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞いを申し上げます。

- 今般の「平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災」による被災は、平成28年4月1日から適用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

住宅ローンや事業資金等のお借入の返済が困難であるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件のもと、債務の免除や減額を申し出ることができます。

- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」とは、自然災害の影響によって現在のお借入の返済が困難となっている個人の方が、法的手続きによらず、債務整理を申し出るための枠組です。

- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の詳しい内容につきましては、[全国銀行協会ホームページ](#)をご覧ください。

[全国銀行協会ホームページへのリンク](#)

以上